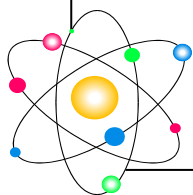




住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成22年9月13日)



年金信託部

【厚生年金基金】

指定基金の指定および健全化計画に関する改正

本日、標記に関する通知（局長通知）が発出されました。（発出は9月8日付）

- ・ 通知『厚生労働省の指定及び健全化計画の承認について』（年発0908第2号）
- ・ （参考）平成21年財政検証における厚生年金の名目運用利回り

1. 主な改正点（7月20日配信のPENSION NEWSの内容と同様）

（1）健全化計画の提出期限の延長

（改正前）12月末 （改正後）2月末

（2）指定基金の対象範囲の見直し

（ア）解散認可の手続きに着手している基金

（改正前）指定の対象外

（改正後）指定の対象

解散認可を得ている基金、解散認可申請手続きを完了している基金は対象外

（イ）指定年度中に回復する見込みがある基金

（改正前）3事業年度連続で純資産額が最低責任準備金の9割を下回った場合でも、健全化計画の期首に回復する見込みがある旨を10月末までに提出した場合は、指定基金の対象外

（改正後）3事業年度連続で純資産額が最低責任準備金の9割を下回った基金は指定基金に指定。ただし、指定年度の12月末時点で回復している場合は、指定を解除（健全化計画の提出は不要）。

当該改正により通知『指定厚生年金基金の指定について』（課長通知）は廃止となります。（別途発出すること）

（次ページ有り）



SUMITOMO
TRUST

住友信託銀行

(3) 健全化計画における最低責任準備金の予測に用いる利回りの前提の変更

(改正前) 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り

(改正後) 「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りについての直近の過去5事業年度の実績の平均」または「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」のいずれか(計画期間中は選択した方法を継続する必要あり)

2. その他

上記の他に、健全化計画の取り扱いについて、厚生労働省から以下の確認を得ています。
(確認事項②、③は7月20日配信のPENSION NEWSの内容と同様)

・確認事項①(健全化計画の添付書類)

健全化計画において、財政に関する事項などは、設立時から直近の決算まですべて記載する。ただし、決算に関する書類の保存年限は10年であるため、保存年限超過分の書類を破棄している場合は過去10年間分の記載をすればよい。

・確認事項②(回復計画との関連)

指定基金が非継続基準における回復計画を作成する場合は、健全化計画と同じ前提で作成する旨、財政運営基準で規定されているが、資産の評価方法や最低責任準備金の予測に用いる利回りについては当該規定の前提に含めない。したがって、指定基金であっても数理的評価や健全化計画と相違した最低責任準備金のコログシ利回りを用いて回復計画を策定することは差し支えない。

・確認事項③(掛金引上げ猶予との関連)

掛金引上げ猶予を適用している基金が指定基金に指定され、健全化計画において掛金を引き上げなければならないとき、平成24年3月までは掛金引上を猶予し平成24年4月以降に掛金を引き上げる前提で健全化計画を策定することは可能。なお、このような計画を策定するにあたって、平成24年4月以降の掛金を規約に定める必要はない。

・確認事項④(長期運営計画との関連)

掛金引上げ猶予を行う基金が指定基金に抵触した場合、長期運営計画と健全化計画の前提(運用利回りなど)については、必ずしも平仄をとる必要はない。

・確認事項⑤(健全化計画の再策定)

健全化計画を再策定する必要がある場合、再策定における健全化計画の最終年度は、当初の計画における最終年度とする。

・確認事項⑥(指定基金の公表)

指定基金に指定した基金名等の公表については、厚生労働省内で検討中。

以上